

おいらせ町震災復興計画

1 震災復興計画策定にあたって

1. 計画の目的

平成23年3月11日午後2時46分頃、マグニチュード9.0という日本の地震史上最大の東北地方太平洋沖地震が三陸沖で発生し、当町でも震度5強という強い揺れを観測するとともに、その後に発生した大津波は推定8mの高さで当町に襲い掛かりました。

この地震・津波では、町民の生活・経済基盤に大きなダメージを受け、沿岸部を中心に大きな爪痕を残しました。死者・行方不明者が発生しなかったことがせめてもの救いです。

これを乗り越えるためには、単なる被害からの復旧ではなく、震災によって生じた現実を受け止めた上で、おいらせ町をより良い町にするための機会にしなければなりません。そのためのまちづくり計画として、震災復興計画を策定します。

2. 計画の適用地域

計画の適用地域は、おいらせ町全域とします。

3. 計画の期間

おいらせ町の最上位の計画は、平成21年度に策定したおいらせ町総合計画であり、総合計画の計画期間は平成30年度までで、平成21年度から平成25年度までを前期、平成26年度から平成30年度までを後期としています。

本計画の期間は、総合計画の計画期間の平成30年度までの8年間とし、緊急度等に応じて復興目標時期を概ね3段階に分けて、着実に復興に向けた取り組みを進めます。

短期：平成23年度まで（1年間）

住宅再建、インフラ再建、生活基盤復興など被災者の生活再建に最優先で取り組む期間

中期：平成25年度まで（3年間）

本格的な復興を遂げることを目指す期間

長期：平成30年度まで（8年間）

以前にも増しておいらせ町が発展し、新しいおいらせ町を作り上げるための取り組みを行う期間

2 復興の理念と基本目標

復興の理念

十和田湖から流れ来る奥入瀬川の清流や流域に広がる肥沃な土地、奥入瀬川が注ぎ込む太平洋など、おいらせ町は「水」からの大いなる恵によって育まれてきました。しかし、3月11日14時46分に発生した大地震は、その「水」が大津波となり、私たちに向けて牙を剥き、沿岸地域を中心に甚大な被害をもたらし、私たちの生活と経済活動に大きな打撃を与えました。

自然災害は、私たちが人知を尽くしても防ぎきることなどできないことは、今回の大災害で改めて思い知らされました。私たちの意識も、これまでのように、災害を防ぐ「防災」から、災害を減らす「減災」へと転換していかなければなりません。

万一、再びこのような大災害に見舞われても、被害を最小限に食い止めることができるような災害に強い、現世代だけでなく、将来世代もが安心して暮らせる町をつくり上げていくことが必要です。

大震災発生直後から、家族や地域の人たちが互いに助け合い、支えあって、苦難に立ち向かってきました。また、国の内外から救援物資や義援金、ボランティアなど多くの支えがあってここまで来ることができました。今回の大震災を契機として、改めて家族・地域・多くの人たちとの絆が大きな財産であることを再認識しました。

今回の震災では、おいらせ町の沿岸部を中心に大きな被害が発生しましたが、町民が一丸となって震災からの復興を成し遂げ、おいらせ町総合計画に掲げる「奥入瀬川の恵みと笑顔あふれるまち」を目指すため、

『 家族・地域の絆を深め、減災*を目指した安全・安心のまち 』

を震災復興の理念に掲げ、その実現に向けて計画を推進します。

* 減災・・・災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。

基本目標

本計画を策定するにあたり、復興の理念を踏まえ、4つの基本目標を定め強力に取り組んでいきます。

1. 住民生活の復興

東日本大震災では大津波が襲来し、沿岸地域を中心に、住宅の損壊など大きな被害が発生し、地域住民の生活に大きな打撃を受けました。

住む家を失った方は、住み慣れない住宅での生活を余儀なくされています。また、経済的な負担が大きいのしかかっています。

このことから、住宅の再建や生活支援、雇用の確保、医療福祉や被災者ケアなどを積極的に支援し、一人ひとりの住民がこれからの生活に見通しを立てることができ、安心して暮らすことができるまちを目指します。

2. 産業・経済の復興

東日本大震災の大津波で、沿岸地域を中心に、産業・経済に大きな打撃を受けました。

農業においては、津波や海水の遡上により田や畑が冠水したことにより、塩害が発生し、農業用資機材等も被害を受けました。また、養豚業では、飼育豚1,500頭余りが津波の犠牲になりました。

水産業においては、津波で多くの漁船が流され、魚網が被害を受けました。

工業においては、百石工業団地が海岸線に程近い場所に立地していることから、団地内企業の多くで津波による浸水被害を受けました。

活力ある産業、経済は、今後も当町が持続的に発展していくために重要であることから、多様な産業再生、復興に向けた取り組みを進めます。

3. 災害に強いまちづくり

東日本大震災では、大津波による甚大な被害に加えて、地震と同時に発生した停電や燃料不足は、避難所での照明や暖房の確保に困難を極めた上に、移動・物流の停滞を招きました。また、電話が使用できなくなり、情報通信手段の確保が不能となりました。

また、地域との連携や家族、地域の絆を深め、お互いに助け合う社会の構築が重要であることなど多くの教訓を得ることができました。

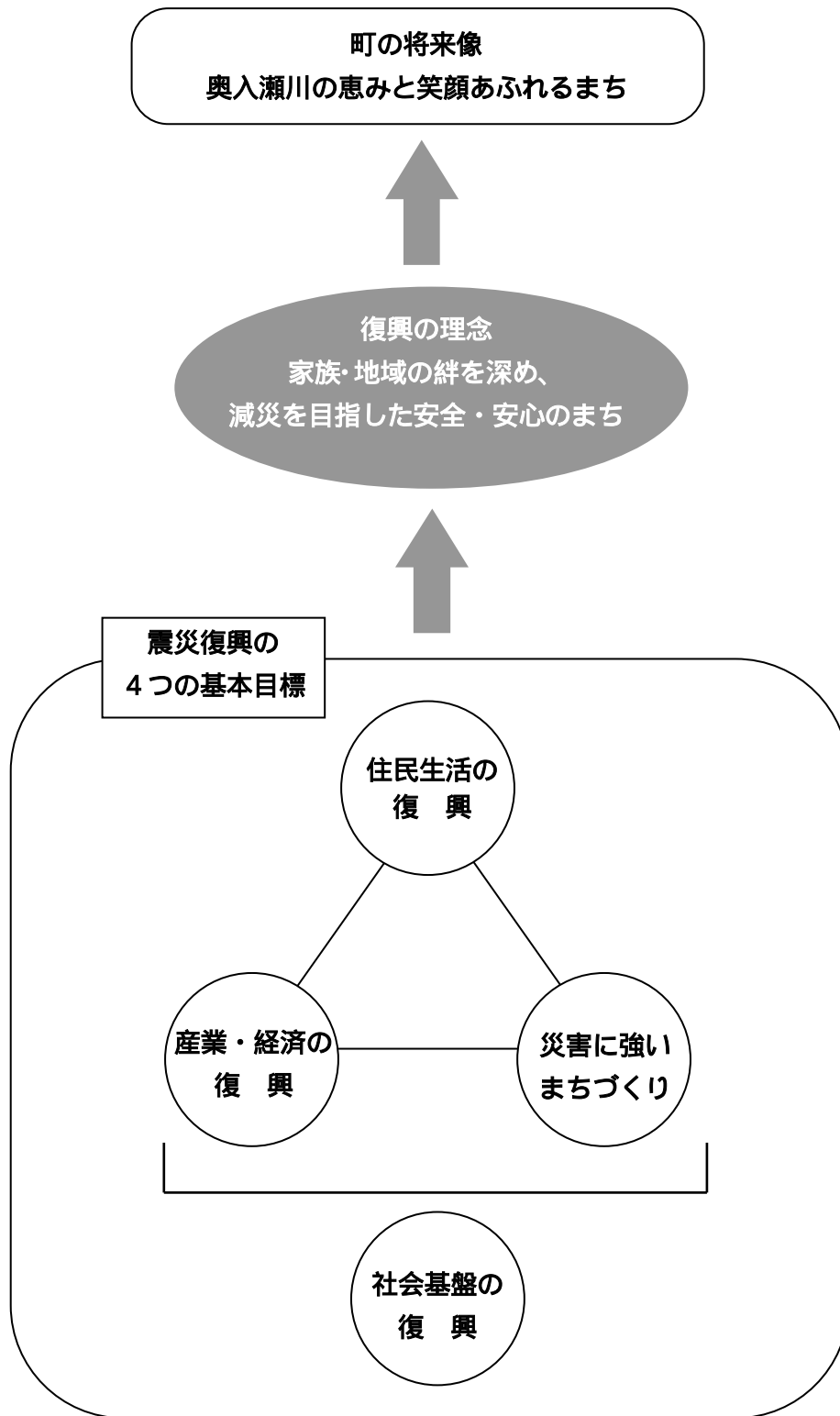
この経験を活かし、当町の持続的な発展に向けて、地域との連携や防災体制の強化、防災拠点の整備、通信手段の確保などを進め、ハードとソフトの組み合わせによる多重防災型*のまちづくりによる、安全で安心して暮らせるまち、災害に強いまちを目指します。

4. 社会基盤の復興

上記3つの基本目標を実現するために、これらを下支えする社会基盤の復興は欠かせません。

被害のあった施設については、早急に原型復旧を図るとともに、さらに災害に強いインフラの整備を目指します。

* 多重防災・・・多くの手段を組み合わせ、災害を防ぐ方法





3 基本目標別の復興計画

1. 住民生活の復興

(1) 生活資金と住宅の確保

【復興に向けての課題】

- ・震災による町内の住宅被害は、全壊が26棟、大規模半壊が15棟、半壊が37棟となっています。また、非住家も154棟に被害がありました。(平成23年11月30日現在)
- ・震災により家財の再購入やその他余計な出費のため、被災者の家計を圧迫するなど、生活資金に困惑している被災者もいます。
- ・震災により再建が必要な住宅が多数にのぼり、雇用促進住宅百石宿舎に入居している被災者も多くいます。
- ・住宅再建のためには、多くの被災者が金融機関から資金を借入れする必要があるが、生活が安定するまでは返済が厳しい状況です。
- ・日常生活の足として重要な自家用自動車の被害も相当数に上りました。

【復興に向けての方針】

- ・国・県・町に寄せられた多くの方々の善意である義援金を、被災程度に応じて被災者に配分します。
- ・生活資金の貸付やその利子に対する利子補給を行い、被災者の負担軽減を図ります。
- ・税や使用料・手数料などの減免等により、被災者の生活再建の支援を行います。
- ・被災者の一時入居のために雇用促進住宅百石宿舎と木ノ下中学校教職員住宅を最大2年間無料にて提供します。
- ・被災者生活再建支援制度や町の生活・経済活動復興支援助成金、融資制度などにより、早期に住宅再建の支援を行います。
- ・被災者で洋光台分譲地等を購入して住宅を新築した方に、用地購入代金の助成を行い、住宅再建の支援を行います。
- ・被災者が住宅を再建する際に借入れした資金の利子相当額及び被災した住宅の債務に係る利子相当額を補助することにより、被災者の負担を軽減し、もって、住宅再建の促進を図ります。
- ・被災した小屋(非住家)や日常生活の足として重要な自家用自動車の再取得等のための支援を行います。
- ・災害公営住宅の建設など、被災者の居住場所の確保について検討します。

【事業】

生活資金の確保

・一時金の支給

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
災害見舞金の支給	被災の程度に応じて、おいらせ町災害見舞金を支給	23年度	町
義援金の早期配分	それぞれの機関に寄せられた義援金を被災の程度に応じて配分	23年度	国・県・町

・生活資金の貸付

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
災害援護資金貸付金の無利子化	震災により負傷又は住居、家財に被害を受けた方への貸付及び被災者の方の負担軽減を図るための利子補給を実施する	23年度～	国・県・町
生活福祉資金の貸付	災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった方への緊急小口資金	23年度～	国・県
母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付	母子家庭や寡婦を対象とした経済的な自立と生活の安定を図るための事業資金、修学資金、生活資金、住宅資金等の貸付及び被災者に対する据置期間の延長や償還金の支払猶予などを実施	23年度～	国・県

・租税の減免、徴収猶予等

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
町税等の減免・徴収猶予等	国税・県税・町税の減免、納期限延長及び徴収猶予	23年度	国・県・町
自動車に関すること	被災自動車に代わる自動車に係る自動車重量税の減免、自動車税・自動車取得税の非課税措置、軽自動車税の非課税措置	23年度～ 25年度	国・県・町
不動産に関すること	被災建物等に代わる建物に係る登録免許税の免除、不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置	23年度～	国・県・町
後期高齢者保険料・介護保険料	保険料の減免・徴収猶予等及び特別徴収から普通徴収への変更に対する配慮	23年度	町
医療機関の窓口負担、介護保険利用者負担金、障害福祉サービス、自立支援医療等の利用者負担	一部負担金の減免・徴収猶予	23年度	町

手数料の不徴収及び権利利益の保全等	手数料の不徴収 権利利益の保全等の特別措置	23年度	国・県
下水道使用料の減免	津波による被災者のうち住家が半壊以上の被害にあった個人を対象に2か月分の下水道使用料を免除	23年度	町

住宅確保の支援

・住宅確保の支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
被災者生活再建支援法の適用	住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を被災者生活再建支援法人が給付する。	23年度 ～ 25年度	国
生活・経済活動復興支援助成	生活・経済活動復興支援助成事業として、住家の半壊以上の世帯に対し、再建方法に応じた助成金を交付	23年度 ～ 25年度	町
災害公営住宅の検討	被災者の居住場所確保のための災害公営住宅建設の検討	24年度～	町
住宅再建資金利子補給（二重ローン対策）	被災者が住宅再建する際の資金借入金の利子相当額及び被災した住宅の債務に係る利子相当額の補助	24年度～	県・町

・住宅用地の購入支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
洋光台分譲地の購入支援	震災により被災した方で洋光台分譲地を購入して住宅を新築した方に、現行制度に坪あたり2万円程度を上乗せ助成する。（約6万円の助成）	23年度～	町
土地購入助成制度	被災者が住宅を再建するための土地を購入した場合に、購入費の一部を助成する。	24年度～	町

・被災された方々に対する受け入れ施設の提供

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
被災者の受入支援	雇用促進住宅百石宿舍の無料提供 木ノ下中学校教職員住宅の無料提供 県旅館ホテル生活衛生同業組合の協力の下、宿泊費を県が負担し一時的な避難を支援	23年度～	県・町 雇用振興協会
被災者に対する情報提供、相談支援	被災者への情報提供や相談等に対応	23年度～	県・町

・災害復興住宅融資の実施

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
建設・購入資金、補修資金の融資	独立行政法人住宅金融支援機構が融資を実施 建設、購入資金は3年間の元金据置と返済期間の延長、補修資金は1年間の元金据置が可能	23年度～	独法)住宅金融支援機構

被災者の生活支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
非住家(小屋)の再建支援	生活・経済活動復興支援助成事業として、非住家(小屋)の半壊以上の世帯に対し、再建方法に応じた助成金を交付	23年度～ 25年度	町
自家用自動車の再建支援	生活・経済活動復興支援助成事業として、町民及び町民以外の方で町内の企業等に勤務し、町内で被災した者に対して、助成金を交付	23年度～ 25年度	町

(2) 雇用対策の強化

【復興に向けての課題】

- ・震災被害に伴い、事業所などの休業や規模縮小のため、職を失った方々の雇用機会を確保することが必要です。

【復興に向けての方針】

- ・再就職までの短期的な対策として、一時的な雇用確保対策を行います。
- ・雇用創出に効果のある事業等を行い、雇用の確保に努めます。
- ・企業誘致を積極的に進め、新たな雇用創出の場の創出を推進します。

【事業】

雇用機会の創出

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
雇用創出関連の基金事業の活用による雇用機会の創出	緊急雇用創出対策事業における震災の影響による離職者等の雇用機会の確保と前倒し執行 従来の雇用対策事業に加え、震災対応分野に係る失業者等の雇用対策事業を追加	23年度～ 24年度	県・町
震災による離職者等を雇用する企業への金融支援	雇用特別支援枠に加え、青森県未来への挑戦資金に「震災離職者雇用支援枠」を新たに創設	23年度	県

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
県発注工事における緊急雇用対策の実施	県発注工事における総合評価競争入札及び工事成績評定の際に、被災者の雇用実績を評価することにより、工事請負者に対し、被災者の雇用を促し、被災者の生活再建を支援する	23年度	県
公共工事等の早期発注の促進	県発注公共工事等の平成23年度上半期発注計画の目標値を80.4%に設定	23年度	県
公共工事等の工事代金の前金払いの割合の上限の引き上げ	町発注公共工事等の工事代金の前金払いの割合の上限を10分の4から10分の5に引き上げ	23年度	町
被災者雇用の促進	災害による離職者を復興要員として臨時的に採用してもらうよう事業者等に働きかける。	23年度～	町
町緊急雇用奨励金制度の拡充	町内の事業所が常用労働者を新規雇用する際の奨励金を交付する町緊急雇用奨励金制度の対象労働者要件に被災者等を追加するとともに、奨励金の額を増額するなど制度を拡大する。	24年度～	町
企業誘致の推進	企業誘致を積極的に進め、新たな雇用の場の創出を推進します。	24年度～	町

離職者等の職業能力開発の充実

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
職業訓練コースの新設及び拡充	復旧事業において必要となる建設機械等の資格取得のための職業訓練を実施 OAビジネス等コースの募集定員を拡充して職業訓練を実施	23年度	県

雇用維持対策の実施

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
雇用調整助成金制度等の周知	特例対象期間(1年間)中に開始した休業について、最大300日に拡充 震災により休業や離職を余儀なくされた人の雇用保険の基本手当の給付日数を、現行の個別延長給付(60日分)に加えて、さらに60日分を延長する特例措置を実施 経営・金融及び雇用支援に関する相談窓口を開設	23年度	国・県

(3) 健康で安心して暮らせる生活環境の確保

【復興に向けての課題】

- ・震災の影響で体調を崩された方、様々なストレスを抱えた方など、心身の健康を阻害された方も多くあります。
- ・全壊や大規模半壊した住宅の解体が必要です。
- ・福島第一原発の事故の影響で放射線量の増大が懸念されます。

【復興に向けての方針】

- ・被災者の心と体の健康を保持するため、各種相談業務や訪問指導を充実させ、こころのケア対策や各種相談事業を充実します。また、児童生徒にはスクールカウンセラーの重点的配置を行います。
- ・被災した建物及びその基礎部分を含めて、希望者に対して解体を行います。
- ・福島第一原発の事故等に対応して、県と連携して空中放射線量を測定します。

【事業】

健康と心のケアの支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
被災者の健康支援	被災地からの派遣要請に基づき、都道府県等に保健師派遣を呼びかけ、現地活動について調整を実施 保健師チームを派遣し、健康調査等の相談に対応。災害時保健活動について、町保健師への助言・指導 保健師及び栄養士が避難所等を巡回し、健康調査や相談に対応。被災者に対し継続した訪問指導や健康相談を継続実施。	23年度～	国・県・町
被災者の心のケアの支援	精神科医師、保健師（看護師）、精神保健福祉士等による心のケアチームが避難所等を巡回し、心の健康相談に対応。 保健師が健康調査や相談に対応した際、こころの健康相談も併せて行い、必要に応じて県のこころのケアチームや精神科医等の関係機関と協力して対応。 被災者に対し継続した訪問指導や健康相談を実施し、PTSDやうつ病などの早期発見と適切な対応を実施	23年度～	県・町

児童生徒の就学支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
保護者の負担の軽減	被災児童生徒の教科書、教材、学用品の給与 被災生徒の県立高校入学料を全額免除 私立高校等に対する授業料軽減事業における家計急変の要件を拡充し、被災生徒の授業料軽減額が最高額になる支援措置を講じる 被災児童生徒のいる世帯へ就学援助制度を適用	23年度	国・県・町
被災した児童生徒の心のケア	スクールカウンセラーの重点的な配置等による心のケアを実施	23年度	県

住民の安全と環境の保全

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
災害廃棄物の早期撤去	災害により排出された廃棄物の早期撤去・処分	23年度	町
被災建物等の解体・運搬支援	被災した建物（基礎部分含む）の解体の実施	23年度	町
被災したし尿処理施設の衛生管理支援	被災した単純浄化槽の汲み取りに要した費用の全額を補助金で支給	23年度	町
大気や土壌の放射線量の測定	県と連携して空中放射線量の測定を実施	23年度～	県・町

2. 産業・経済の復興

(1) 農林水産業の基盤復興

【復興に向けての課題】

- ・震災によって当町では、漁船の流失が19艘、破損が16艘、漁網や漁具、また、漁港施設などが被害を受けています。
- ・津波により、農地や農業用施設、畜産施設、園芸施設などに大きな被害を受けました。
- ・福島第一原発事故による風評被害が懸念されます。

【復興に向けての方針】

- ・被災した漁業者に対し、漁船・漁具等の再取得などに対する支援を行います。
- ・被災した農家に対し、除塩対策や農機具や資機材の再取得などの支援を行います。
- ・福島第一原発事故による風評被害への対策を講じるよう関係機関に働きかけます。

【事業】

水産業の復興

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
漁船等の確保	共同利用による小型漁船建造、中古船や漁具の取得等に対する融資やその利子に対する利子補給を実施	23年度～	国・県・町
共同利用施設の復旧	水産業共同利用施設や機器等の整備、復旧に要する経費の補助を実施	23年度～	国・県
漁場環境・機能の復旧	漁場の漂流物や堆積物の除去、回収処理等に要する経費の補助を実施	23年度	国・県

農林畜産業の振興

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
被災水田等の復旧	除塩のための石灰資材購入経費への補助や散布指導を実施 農業機械のリースやハウス復旧等への助成を実施	23年度～	国・県・町
被災施設園芸産地の復旧	除塩のための石灰資材購入経費への補助や散布指導を実施 農業機械のリースやハウス復旧等への助成を実施	23年度～	国・県・町
被災農家経営再開支援	生産が困難になった被災農業者が共同で行う復旧作業等の経費に対する補助を実施	23年度	国・県・町

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
被災家畜円滑処理支援事業	死亡豚の処理に対する支援	23年度	国
農業経営基盤強化資金の貸付	スーパーL資金の融資と借入者に対する利子補給の実施	23年度～	国・県・町

農林漁業者の経営再建

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
農業・漁業経営再建のための金融支援	近代化資金、セーフティネット資金の融資の拡充と利子補給及び債務保証料の全額補助を実施	23年度	国・県・町
漁船登録手数料や漁港施設占用料の減免	漁船登録手数料や漁港施設占用料の減免を実施	23年度～ 24年度	県
被災農林漁業者のための相談窓口の設置	地域県民局や青森県漁業協同組合連合会等に被災農林水産漁業者のための相談窓口を設置	23年度	県
漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金及び沿岸漁業改善資金の償還条件の緩和	被災漁業者の制度資金の借入者に対して、償還猶予等、償還条件の緩和を実施	23年度～	県
漁船及び漁具の再建支援	生活・経済活動復興支援助成制度として、漁船及び漁具を再取得又は修繕した世帯に対して助成金を交付	23年度～	町
トラクター等の農機具及び資材の再建支援	生活・経済活動復興支援助成制度として、トラクター等の農機具及び資材を再取得又は修繕した世帯に対して助成金を交付	23年度～	町

(2) 企業活動の維持と早期復興

【復興に向けての課題】

- ・沿岸部の企業・事業所で津波の被害を受け、特に百石工業団地では大きな被害を受けました。
- ・直接被災した企業・事業所のみならず、燃料不足の影響などで間接的な被害を受けました。

【復興に向けての方針】

- ・企業活動と経営安定化のための金融支援を充実・強化します。

【事業】

企業活動及び経営安定化の支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
被災企業等への災害見舞金の支給	津波の被害を受けた企業等に対して、おいらせ町災害見舞金を支給	23年度	町
金融支援の充実・強化	青森県経営安定化サポート資金に「中小企業災害復旧枠（無利子・保証料全額免除）」を創設 同貸付の利子及び保証料について全額補給 間接被害により事業活動に影響を受けた中小企業者に「中小企業経営安定枠」を創設 雇用特別支援枠に加え、青森県未来への挑戦資金に「震災離職者雇用支援枠」を新たに創設	23年度～	県・町
各種相談業務の実施	県及び関係機関に、経営・金融及び雇用支援に関する相談業務を実施 中小企業者等への専門家チームの派遣 県内企業の訪問による聞き取り調査の実施	23年度	県

(3) 経済活動の復興**【復興に向けての課題】**

- ・漁業や農業のために使用している小屋（非住家）の被害も多数に上っています。
- ・百石工業団地では従業員の自家用自動車が多被害を受けています。

【復興へ向けての方針】

- ・小屋（非住家）に半壊以上の被害を受けた方に対して、再取得・修繕のための支援を行います。
- ・自家用自動車に被害を受けた方に対して、再取得・修繕のための支援を行います。なお、町外の方でも町内の企業等に勤務し、且つ、町内で被災した場合も対象とします。
- ・経済効果のあるイベントの実施に努めるなど、観光振興策による経済活動の復興を図ります。

【事業】

経済活動の復興

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
非住家（小屋）の 再建支援（再掲）	生活・経済活動復興支援助成事業として、非住家（小屋）の半壊以上の世帯に対し、再建方法に応じた助成金を交付	23年度～	町
自家用自動車の再 建支援（再掲）	生活・経済活動復興支援助成事業として、町民及び町民以外の方で町内の企業等に勤務し、町内で被災した者に対して、助成金を交付	23年度～	町

観光による復興

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
観光による経済活 動の復興	観光振興計画を着実に実行し、より経済効果のあるイベントの実施に努めるなど、観光振興策による経済活動の復興を図る。	24年度～	町

3. 災害に強いまちづくり

【復興に向けての課題】

- ・東日本大震災では、現在の地域防災計画の津波想定をはるかに超える大津波が押し寄せました。地域防災計画は被害の規模等の想定をベースに策定されていることから、今回の震災を踏まえた修正が必要です。
- ・職員が災害対策本部の部・班の業務分担に精通しておらず、初動対応に遅れが出ました。
- ・地震により広範囲で停電の発生、電話の不通、燃料の確保が困難になりました。
- ・防災行政無線の屋外拡声子局が長期の停電によりバッテリーが不足し、広報ができなくなりました。
- ・非常用食料や物資など、備蓄品が不足しました。
- ・避難所数の不足や狭さなど、避難所に入りきらない避難者がいました。また、避難所内でもトイレの問題など設備に不備がありました。
- ・災害ボランティアの受入れやマッチングなどが不十分でした。

【復興に向けての方針】

- ・災害から住民の生命を守り、身体及び財産を保護する上で必要な基本理念等を定めた、防災基本条例を制定します。
- ・東日本大震災を踏まえ、地域防災計画の修正や津波避難計画の策定、各種マニュアルを作成します。
- ・災害時に不足する物資等について民間企業等の協力を得て、災害時支援協定を締結します。
- ・地域コミュニティによる避難所運営、災害時要援護者支援など町内会等との連携体制の強化を推進します。また、自主防災組織の結成を促進し、地域での支援体制を構築します。
- ・災害ボランティアマニュアルの整備やボランティアコーディネーターの育成などにより、災害ボランティアセンターの運営充実を図ります。
- ・防災行政無線や各種ツールを用いて情報伝達体制を強化します。
- ・避難所の位置や箇所数などの検証と施設・設備の整備を行います。
- ・避難路の検証と短時間で避難できるように整備を行います。
- ・主要施設や避難所、避難路等に海拔を表示し住民に周知を図ります。
- ・食料や生活物資の備蓄を行います。
- ・各種災害を想定した防災訓練や避難訓練を充実します。
- ・停電時や燃料の確保が困難な場合でも電力を供給できるよう、新エネルギーによる発電装置の導入を推進します。
- ・学校や地域での防災教育の推進、各種ハザードマップの作成、配布や防災に関する情報を広報誌に掲載するなど、防災意識の啓発に努めます。
- ・東日本大震災を住民の心から風化させないために、災害の記録、保存、伝承を行います。

【事業】

防災計画・各種マニュアルの検証・修正

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
各種計画、マニュアル等の策定・修正	東日本大震災を踏まえて、地域防災計画や津波避難計画や災害時初動対応マニュアル及び避難所運営マニュアル等の策定と修正を実施	23年度～	町

情報伝達体制の強化

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
複数の手段を用いた情報伝達体制	防災行政無線の固定系・移動系、ほっとスルメール、エリアメール及び衛星携帯電話の導入、津波監視カメラの設置など複数の手段を用いた情報伝達体制を強化	24年度～	町

避難所・避難路の検証と避難所運営の充実

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
避難所運営マニュアルの策定(再掲)	避難所開設・運営マニュアルを策定	23年度～	町
避難所の検証と整備	避難所の位置や箇所数などの検証と設備の整備	24年度～	町
避難路の検証と整備	避難路の検証と短時間で避難が完了できるような整備	24年度～	町
公共施設等の防災拠点化	公共施設等に非常用電源装置や通信機器、給水やトイレなどの整備を行い、あらゆる災害において被災者を受入れできる体制を構築。	24年度～	町
緊急避難所の整備	津波発生からできるだけ短時間で避難が可能となるよう緊急避難所を整備	24年度～	町

防災意識の啓発

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
防災教育の推進	学校や地域での防災教育の推進	24年度～	町
防災情報の広報	防災情報の広報誌掲載や防災ハンドブック(仮称)の作成配布	24年度～	町
各種ハザードマップの作成・配布	地震・津波・洪水・土砂災害など災害危険箇所や避難所、避難路などをまとめた、ハザードマップを作成し、配布	24年度～	町

防災訓練の充実

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
防災訓練の充実	各種災害を想定した防災訓練や避難訓練の充実	23年度～	町

災害に強いまちづくり

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
防災基本条例の制定	災害から住民の生命を守り、身体及び財産を保護する上で必要な理念、住民、事業者及び町の責務、防災に関する施策の基本となる事項を定めた防災基本条例を制定	24年度～	町
災害時支援協定の締結	民間企業等からの協力を得て、食料・日常生活用品・燃料などの支援協定を締結	23年度～	町
町内会等との連携体制の強化	地域コミュニティによる避難所運営、災害時要援護者支援など、町内会等との連携体制の強化の推進	24年度～	町・町内会等
住民自治組織の構築支援	地域防災を考えるまちづくり組織の構築を支援。	24年度～	町
自主防災組織の結成促進と支援	自主防災組織のない地区への啓発による結成の促進。自主防災組織の活動等への支援を実施。	24年度～	町
災害ボランティアセンターの運営内容の充実	災害ボランティアマニュアルの整備やボランティアコーディネーターの育成	24年度～	町・町社会福祉協議会
食料や生活物資の備蓄	食料や毛布・ストーブなどの生活物資を備蓄それらを備蓄しておく防災倉庫を整備	24年度～	町
新エネルギーによる発電装置の導入推進	停電時や燃料の確保が困難な場合でも電力を供給できるよう公共施設などに新エネルギーによる発電装置の導入を推進	24年度～	町
海拔表示板の設置	主要施設や避難所、避難路等に海拔を表示し住民に周知	23年度～	県・町

災害の記録、保存、伝承

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
災害の記録、保存、伝承	災害の写真・データなどの資料の記録と保存、災害の伝承	23年度～	町

4. 社会基盤の復興

【復興に向けての課題】

- ・ 町内の沿岸地域を中心に多くの施設で被害を受けました。
- ・ 今後の大規模災害に対応するため、各種インフラの整備が必要です。

【復興に向けての方針】

- ・ 早急に原形復旧を行った上で、さらに災害に強いインフラの整備を進めます。
- ・ 国道338号の避難路を確保するための歩道整備を県に対して要望します。
- ・ 防潮堤の整備済み区間の更なるかさ上げと三沢市境までの区間の整備延長を県に対して要望します。
- ・ 川の堤防のかさ上げと河川の改修を県に対して要望します。
- ・ 津波で被害を受けた防潮林の再生整備について県に要望します。
- ・ 国道338号と主要地方道八戸百石線の一部区間を盛土し、二線堤としての機能をもたせる整備を県に要望します。
- ・ 津波発生時に百石道路と第二みちのく有料道路を避難場所として開放、避難のための階段やスロープの設置を関係機関に要望します。
- ・ 青森県太平洋沿岸地域の基幹道路である国道338号の代替路線となっている東部おいらせ地区広域営農団地農道の改良整備等を県に要望します。

【事業】

インフラの復旧

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
海岸施設の復旧	海岸堤防等の損壊箇所の復旧 防潮水門損壊の復旧 突堤損壊箇所の復旧	23年度～	県
漁港施設の復旧	百石漁港陸こうゲートの電気設備の復旧 道路用地、泊地・航路の復旧（支障物撤去・土砂浚渫） 漁港施設の復旧（防波堤・岸壁・用地）	23年度～	県・町
農地の復旧	農用地の除塩に係る復旧 津波被害を受けた東前川原地区の農地復旧	23年度	県・町
農業用施設の復旧	用水路の一部被災箇所の復興 水路の堆積土砂撤去	23年度	県・町
道路の復旧	町道土砂・ガレキ・車両の撤去 町道災害復旧	23年度	町
公園の復旧	公園施設の復旧	23年度	町

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
下水道の復旧	公共下水道施設の復旧 農業集落排水施設の復旧及び自家発電機の設置	23年度	町
教育施設の復旧	小学校施設の修繕	23年度	町
消防防災施設の復旧	海浜公園の防災行政無線屋外拡声子局の復旧 (再掲)	23年度	町
観光施設の復旧	観光施設の復旧	23年度	町

インフラの復興の要望

要望事項	概要
防潮堤のかさ上げと延長の要望	防潮堤の整備済み区間の更なるかさ上げと三沢境までの区間の整備延長を県に要望
国道338号の避難路の確保	国道338号の避難路を確保するための歩道整備を県に要望
川の堤防のかさ上げと河川改修の要望	川の堤防のかさ上げと河川の改修を県に要望
防潮林の再生整備の要望	津波で被害を受けた防潮林の再生整備について県に要望
国道338号と主要地方道八戸百石線の二線堤としての整備	国道338号と主要地方道八戸百石線の一部区間を盛土し、二線堤*としての機能をもたせる整備を県に要望
百石道路と第二みちのく有料道路の避難場所としての整備	津波発生時に百石道路と第二みちのく有料道路を避難場所として開放、避難のための階段やスロープの設置を関係機関に要望
東部おいらせ地区広域営農団地農道の整備	青森県太平洋沿岸地域の基幹道路となっている国道338号の代替路線となっている当該路線について、今後の大規模災害に備え、路面改良による機能の回復及び保全及び冬期間の安全性確保のための防雪柵の整備を要望

* 二線堤(にせんでい)・・・堤防の背後(堤内地側)に作られる1本目の堤防のことをいい、控え堤、二番堤ともいう。万一、1本目の堤防が決壊した場合に、氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たす。

4 重点プロジェクト

復興計画の基本目標である「住民生活の復興」「産業・経済の復興」「災害に強いまちづくり」「社会基盤の復興」の4本の柱それぞれ相互に関係し、復興特別区域（特区）制度を活用して実施するような大規模な事業や災害に強い新たなおいらせ町を構築していく上で強力に推し進める施策を「重点プロジェクト」としてまとめました。

プロジェクト1 災害に強いまちづくり

東日本大震災では津波による被害は甚大であったものの、地震の揺れによる被害は比較的少なかったため、持てる防災力を沿岸地域に集中させることができました。しかし、町全域に大きな被害が生じた場合には、町や防災関係機関のみでは対応が困難であることは明らかです。

町では、地域防災計画で全てのコミュニティセンターを一時避難場所に指定しています。一時避難場所とは、大規模災害が発生した場合に、家族や地域の人たちが一旦集まり安否の確認を行い、必要があれば二次避難所である収容避難所へ移動するための集合場所という意味合いがあります。町内会は、日頃から地域住民の実態を把握しており、安否確認もスムーズに進むものと思われます。地域の力の結集は、大規模災害時においてこそ最大限に発揮されるものと思われます。

地域防災の中核をなす自主防災組織は7地区に結成されています（平成23年度）が、全ての地区への結成促進と支援が必要です。

防災は災害が発生した時の対応はもちろんですが、いざ災害が発生した時にいかに被害を減少させるかの日頃からの活動がさらに重要です。災害から住民の生命を守り、身体及び財産を保護する上で必要な基本理念や、住民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めた、防災に関する最上位の条例となる防災基本条例を制定し、災害に強いまちを築き、全ての人たちが安心して暮らせる社会を実現する必要があります。

防災基本条例の制定
自主防災組織の結成支援
住民自治組織の結成

防災行政無線（同報系）は、両庁舎にある親局とおいらせ霊園にある中継局、屋外に設置している屋外拡声子局、各家庭等に設置している戸別受信機で構成されています。なお、町の合併に伴い、下田地区はデジタル方式、百石地区はアナログ方式であり、両親局は専用の光回線で結ばれており、それぞれの親局から電波を送出しています。

東日本大震災の長時間にわたる停電では、両親局と中継局は自家発電装置により稼働できたものの、屋外拡声子局においては、内蔵のバッテリーが途中で切れてしまい放送ができなくなる事態が発生しました。また、戸別受信機も同様に内蔵の乾電池が切れた上に、乾電池の買い置きがなかったために使用できなくなっていた家庭等も多くありました。

また、万が一、親局同士を結んでいる光回線の断線や分庁舎の倒壊などにより分庁舎に設置している百石地区向けの親局が使用できなくなった場合には、百石地区には放送ができない危険もあります。

停電でテレビが映らなかったことや電話が通じにくくなっていたことなどにより、住民にとっての唯一の情報収集手段である防災行政無線（同報系）については、耐災害性を高める必要があります。

また、防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話については、電話の輻輳等に影響されることがないため、本部や避難所との情報伝達手段として有効です。

大規模災害時の情報の不足は、住民に不安を与えるだけでなく、災害対応の遅れをもたらすため、あらゆる手段を活用して情報収集・伝達ができる体制を整える必要があります。

防災行政無線（同報系）の強化 防災行政無線（移動系）の強化 衛星携帯電話の整備

町では公共施設を収容避難所、各町内のコミュニティセンターは一時避難所として指定していません。

東日本大震災では、地震による建物への被害はなかったものの、地震と同時に発生した停電により、照明が使用できない 暖房が使用できない テレビなどから情報が取れない、また、電話がつながりにくくなったことから、避難所と本部との通信手段が断たれ、情報収集と伝達に困難を極めました。また、その他にも断水時には水の確保とトイレの確保も困難になることは明らかで、公共施設等の災害時のぜい弱性について改めて認識することとなりました。これらの教訓から、公共施設等の防災拠点としての機能の強化を図っていく必要があります。

非常用電源の確保（自家発電機又は自然エネルギー + 蓄電装置の設置）

非常用物資の備蓄と備蓄倉庫の設置

非常通信手段の整備（防災行政無線施設（移動系）半基地局又は衛星携帯電話の整備）

手動式の井戸水汲み上げ施設や災害用トイレの整備

中央防災会議の諮問機関「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告によれば、津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波の考え方として、次の二つのレベルの津波を想定しなければならないとされています。

a 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

b 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

自然災害は正に自然が相手であるために、人知を尽くしても万全ということは言い切れません。仮に海岸線に高さ20mの防潮堤を築いたとしても、30mの津波が発生すれば易々と越えられることとなります。常に想定を超える津波高の発生を念頭においておかなければなりません。上記aの津波については、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くして、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき総合的な津波対策を確立しなければなりません。

bの津波の防御には防潮堤が大きな効果をもたらします。当町の海岸線約7.7kmのうち約5.4kmに高さ6m(一部7.5m)の防潮堤が整備されています。しかし、二川目地区の二の川以北から三沢市境まではまだ整備されていません。また、防潮堤が整備されている地域においては津波防御に対して一定の効果はあったものの、高さ6mの場所では、津波が防潮堤を越えて内陸部に浸入してきています。これらのことから、防潮堤の三沢市境までの延伸と整備済み区間のかさ上げ整備が必要です。

また、同報告書では、津波発生からできるだけ短時間(概ね5分程度)で避難が可能となるようなまちづくりを目指すべきと提言しています。東日本大震災の津波浸水区域から津波の影響のなかった高台等までの避難を5分程度で完了することは困難を極めます。

そのためには、東日本大震災で津波被害を受けた地域の土地利用の検討や高台までスムーズに避難できるような避難路の整備、浸水想定区域内に緊急避難所等の整備、また、津波の河川の遡上による越水を想定した避難所や避難路の整備などを検討する必要があります。

防災集団移転事業の検討 避難路の整備 緊急避難所等の整備の検討

〔国・県への要望〕

津波被害を軽減するためには、国・県の施設の津波対策の強化に負うところが大きいので、国・県に対して要望していきます。

防潮堤の延伸とかさ上げの要望

防潮林の復旧の要望

国道338号の避難路を確保するための歩道整備を要望

国道338号と主要地方道八戸百石線の一部区間を二線堤機能を持たせるための盛土整備の要望

百石道路・第二みちのく有料道路への避難路の整備の要望

当町は、青森県内や岩手県北の自治体との応援協定を締結しています。しかし、東日本大震災では東日本の太平洋側の広い範囲で被害があったことや東北地方の全域で停電が発生したり、燃料が不足するなど、応援協定締結の相手先にも何らかの被害があり、応援を求めることができない状況となりました。このようなことから、近隣の自治体間の応援協定はもとより、遠方の複数の自治体との間の応援協定の締結が必要です。

また、民間事業者との間で締結している支援協定は、食料や日常生活用品などの物資のスムーズな調達を可能にしました。しかし、協定を締結していなかった暖房器具や燃料その他の物資の調達には困難を極めたことから、多様な業種の民間事業者との間の支援協定締結や連携が必要です。

東日本大震災では多くの関係機関や団体から協力をいただきました。町内会や自主防災組織は避難所の運営、民生児童委員協議会は災害時要援護者の安否確認、赤十字奉仕団や連合婦人会は炊出しの協力、その他の団体や機関などからも協力をいただいたところです。また、県立百石高校と教育委員会との間で、百石高校の生徒が百石小学校の児童の避難を支援する協定を締結するなど新たな動きも出始めています。一方で、町内会との連携やボランティアの受入れなどにおいては、うまく機能しない場面もありました。

このことから、各種機関や団体との間で有機的に連携が図られるようなルールやマニュアルづくりが必要です。

広域的な自治体間連携（対口支援*を含む）
各事業者との連携
各種機関や団体との連携
災害ボランティアセンターの運営内容の充実

* 対口支援（たいこうしえん）…復興に向けて、被災地ではない特定の県、もしくは市町村（支援側）が、被災地の特定の自治体と協力関係を結び、互いに顔の見える持続的支援を行っていく。